

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

令和6年分 確定申告書の変更点

定額減税最後の砦？

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書については、定額減税関連の変更が加えられています。

第一表については右側中ほどの44番に「令和6年分特別税額控除(3万円×人数)」という記入欄が新設され、人数と減税額を記入することになります。また、その下の45番については、定額減税後の所得税額を記入する欄が設けられていますが、赤字の場合は0と記入するので注意しましょう。

第二表にも定額減税欄

第二表の中ほどにある「配偶者や親族に関する事項」の「その他」と記載された部分についても、定額減税絡みの変更です。以前は「控除を受けていないけれど所得金額調整控除の対象になる者」を表す「調整」というチェックボックスでしたが、今年はこの欄を「その他」に変更して、控除対象ではないが所得金額調整控除を受ける場合には「1」を記入し、申告者の定額減税の対象になる扶養親族である場合には「2」を記入することとなります。

「2」が入る場合はそもそも控除対象扶養親族か同一生計配偶者であり、「1」が入る場合は「2」の範囲外なのでこの欄1つで足りるということです。良く考えられています。

住宅ローン控除の特例対象個人

また、同じく第二表の「配偶者や親族に関する事項」の欄に「住宅」のチェック欄が新設されました。「特個」という部分にマルを付けるケースは「特例対象個人」に該当する人です。

- ・年齢が40歳未満かつ配偶者が居る
- ・40歳以上かつ、40歳未満の配偶者が居る
- ・年齢が19歳未満の扶養親族が居る

上記のいずれかに当てはまる人が「特例対象個人」となり、令和6年に住宅取得等をして住宅ローンを受ける場合、借入限度額に上乘せがあり、通常よりも控除額が増えるケースがあります。これを識別するために新設された項目です。

また、住宅ローン控除を確定申告する際提出しなければならない「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」についても、この「特例対象個人」の種別を記入する欄が新設されています。



できれば申告書のひな型を見ながらお読みください。今年限りのフォーマットです。

拠出限度額の引上げ DC iDeCo iDeCo+ の促進

老後生活安心プランのNISAとDC

老後に向けた資産形成促進制度としては、「貯蓄から投資へ」の政府政策を基とした「資産所得倍増プラン」として運用益を非課税とするNISAと拠出額をも非課税とする確定拠出年金（DC）があります。

DCでは拠出された掛金が個々の加入者の持分として明確化され、加入者が自己責任で運用し、その運用の結果が年金等給付額となります。DCには、企業型と個人型があります。

DC iDeCo iDeCo+

企業型DCでは、事業主が掛金を拠出します。限度額は月額5.5万円です。企業型年金規約に定めがある時は、加入者個人も事業主掛金を超えない範囲で拠出（マッチング拠出）もできます。

個人型DC（iDeCo）は国民年金基金連合会が金融機関に業務を委託して実施し、加入者自身が掛金を拠出します。また、企業年金を実施していない中小企業事業主が、従業員の掛金に上乗せして掛金を拠出すること（iDeCo+）も可能です。

拠出限度額は、国民年金第1号被保険者は月額6.8万円、企業年金がない第2号被保険者と第3号被保険者は月額2.3万円です。企業年金がある第2号被保険者は月額2万円です。

拠出時と受取時の課税関係

DCの企業拠出金は拠出時には個人の所得にはなりません。個人拠出金は全額が所得控除の対象になります。運用益は非課税です。DCから個人が受取る時には、年金か一時金又は両方併用でとなり、全額が所得となります。年金としての受給では公的年金等控除の対象になり、一時金としての受給では退職所得控除の対象になります。

今年の促進策としての税制改正

令和7年度税制改正で、確定拠出年金（企業型DC、個人型DC）の拠出限度額が次のように引上げられます。

- ①第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額5.5万円から6.2万円に引上げる。
- ②第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額2万円又は2.3万円から6.2万円に引上げる。
- ③第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）を月額6.8万円から7.5万円に引上げる。
- ④企業型DCのマッチング拠出での事業主掛金の範囲内との限度要件を廃止する。



iDeCoへの取組みを促進させるには、加入手続きをもっと簡便にすべきです。



商用利用は大丈夫？ ChatGPT と切っても切れない著作権の関係について解説（第3回）

【質問】

当社も、時代の流れに遅れまいと生成 AI を積極的に活用しようと考え、手始めに ChatGPT を業務に利用していこうと考えています。

ただ、色々調べていると、ChatGPT を利用することで必然的に著作権侵害の問題が生じる旨の記述を多く目にし、不安になっています。

どのように考えていけばよいのでしょうか。

【回答】

前回は、「著作者に認められる権利」、「著作権侵害の要件」につき解説しました。今回からいよいよ ChatGPT と著作権に関する説明を行います。

【解説】

■プロンプト入力の場合

ChatGPT を利用する場合、プロンプトと呼ばれる指示・質問文章を入力する必要があります。この点、ChatGPT より優れた回答を導き出すためには、プロンプトを工夫する必要があるとされているところ（プロンプトエンジニアリングと呼ばれたりします）、この工夫されたプロンプトそれ自体が著作物に該当するののかという疑問が生じることとなります。

もし、プロンプトが著作物に該当するのであれば、他人が当該プロンプトを利用した場合は著作権侵害が成立することとなります。

一方で、例えば、第三者の論文につき ChatGPT を用いて要約させる場合、プロンプトそれ自体は第三者の論文＝著作物を打ち込むこととなります。この場合、他人の著作物であることは争いがないので、形式的に著作権侵害が成立しそうです。

ただ、このような形式的結論でよいのか（せっきくの AI の利用価値を損なわないか）疑問が生じることとなります。

以上の2点につき、解説します。

(1) 入力するプロンプト（指示・質問文章）は著作物に該当するか

この点を検討するに当たっては、「著作物」該当性を考慮することとなります。

例えば、「××について教えて欲しい」といったプロンプトであれば、ありふれた表現ですので著作物には該当しないと考えられます。

一方で、「××について教えて欲しい。ただし、以下の条件を満たしたものとする。条件①××、条件②××、条件③××…」と具体的かつ長文のプロンプトの場合、個性や独自性が出てきますので、創作性のある表現として著作物に該当する可能性は出てきます。

結局のところはケースバイケースとなってはしまうのですが、基本的な考え方としては、あくまでも ChatGPT に対して一定の回答を行うよう指示する文章である以上、創意工夫の余地

が大きいとはいえ、誰しもが似通った文章を思いつく以上、著作物に該当する場面は相当限定されるように思われます。

(2)他人の著作物をプロンプトとして利用できるか

上記で挙げた他人の論文をプロンプトとして入力する場合、形式的には複製権侵害が成立すると言わざるを得ません。ただ、これではAIの利用価値を著しく損ないます。

この点、著作権法第30条は、私的使用のための複製と呼ばれる著作者の権利を制限する規定が設けられています。ただ、商用利用の場合、「私的使用」には該当しないという解釈が一般的ですので、この規定に頼ることは難しいと言わざるを得ません。

一方、著作権法第30条の4は、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用と呼ばれる著作者の権利を制限する規定を設けています。

本記事執筆時点では、裁判例や定まった解釈論があるわけではないのですが、プロンプトの入力は、「情報解析の用に供する場合」又は「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用に供する場合」に該当するという考え方が多いようです。

この考え方を前提とした場合、他人の論文を要約する目的で、当該論文をプロンプトとして入力する行為は情報解析に該当するとして、著作権侵害が成立しないと思われます。とはいえ、著作権法第30条の4本文但書にある「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とは具体的にどのような場面を指すのかが分からないところがありますので、安易に著作権侵害が成立しないと決めつけるのは危険と言わざるを得ません。

■本年度のものづくり補助金の募集が開始されました。

本年度のものづくり補助金の募集が2月14日から開始されました。第19回の公募回の締切は4月25日までとなっております。

ものづくり補助金は、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資を補助する補助金となっております。

ポイントは生産性の向上(作業時間の短縮等)と新製品・サービスの開発や提供につながる設備投資であるか?が重要となります。

(制度の概要)

【補助額、補助率について】

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

▼第19回ものづくり補助金

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

(昨年度からの大きな変更点)

昨年度からの大きな変更点は2点あります。

① 収益納付制度がなくなったこと

これは、過去補助金の制度には「補助金を使った事業で利益が出ればその一部は返還しなければならい」というルールがありましたが、本年度からこの制度が撤廃されました。

② 新製品・新サービスの提供につながること

従来までのものづくり補助金では、生産性の向上につながる設備投資であれば十分に採択を勝ち取れるものでしたが、昨年度の制度変更後から新製品・新サービスの提供につながるかどうかという要素の重要度が増しています。

本年度においては、2月以降も定期的な募集が見込まれており、年内に3回～4回の募集があると予想されます。補助金の活用にはスケジュール調整が大きな課題となるケースも多いため、早めに専門家に相談し活用を検討していくようにしましょう。